

令和7年度 深谷市文化団体活動事業補助金 募集要項

1 目的

深谷市の文化芸術の振興及び普及を図るため、深谷市文化団体活動事業補助金に基づき、文化芸術的な活動を行う団体の事業費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 対象団体

次の条件をすべて満たす団体

- (1) 市内に活動の拠点がある。
- (2) 構成員の3分の2以上が市内に在住、在勤、または在学者。
- (3) 文芸、美術、音楽その他の文化芸術活動の複数の分野を統括している。
- (4) 会則を有し、代表者、役員及び会計経理が明確である。

2 対象事業

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する事業であって、次のすべてに該当する事業

- (1) 市内で開催すること。
- (2) 広く一般市民が鑑賞、または、参加できる事業であること。
- (3) 事業を実施する主体が明確で、事業の企画から実施まで責任を持って遂行できること。
- (4) 営利、宣伝、募金及び寄付を目的としないこと。
- (5) 政治的または宗教的活動に関わるものでないこと。
- (6) 事業の実施に当たっては、事故防止対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること。

3 対象経費

科目	補助対象経費の種類
報償費	講師等に係る謝礼
旅費	出演者等の交通費、宿泊費、日当
需用費	プログラム、ポスター、パンフレット、案内状、入場券等の印刷製本費
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、振込手数料
委託料	会場設営等委託料、看板製作等委託料、デザイン料
使用料及び賃借料	機材等の借用料、会場使用料、物品のレンタル料
その他の経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

4 補助金額

補助対象経費の合計×1/2（上限50万円）

ただし、補助金額と対象事業の収入額を合計した額が対象経費の総額を超える場合は、超える額を補助金の額から控除する。

補助金額の合計が予算額を超過した場合は、予算の範囲内で補助金額に応じて按分して交付する。

例：対象経費20万円、出品料収入12万円

補助額 = 20万円×1/2 = 10万円 ≤ 50万円

控除額 = (補助額) 10万円 + (収入) 12万円 - (経費) 20万円 = 2万円

補助金交付額 = (補助額) 10万円 - (控除額) 2万円 = 8万円

5 申請手続

(1) 以下の関係書類を深谷市教育部文化振興課の窓口へ持参する。

- ・深谷市文化団体活動事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書
- ・収支予算書

↓

(2) 申請締め切り

申請内容の確認後、交付（不交付）決定。（様式第2号、第3号）

↓

(3) 補助金請求書の提出。

↓

(4) 補助金交付（概算払い）

↓

(5) 事業の実施

↓

(6) 実績報告、事業調書の提出。（様式第5号）

↓

(7) 精算

6 申請期限

令和7年5月30日（金）まで

7 問い合わせ

深谷市教育部文化振興課

電話：048（577）4501 直通

Email：bunkasinkou@city.fukaya.saitama.jp